

大和市告示第90号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年5月1日

大和市長 大木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「一類疾病」を「A類疾病」に、「二類疾病」を「B類疾病」に改め、「定期の予防接種」の次に「（予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に規定する間隔において接種するものに限る。）」を加え、同条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる予防接種（結核（BCG）、ジフテリア・破傷風（DT）（2期に限る。）、麻しん・風しん（MR）、麻しん、風しん、日本脳炎（2期に限る。）及びインフルエンザを除く。）であって、予防接種実施規則に規定する間隔を超えて接種するもののうち、同表対象年齢の欄に掲げる期間内であるもの（以下「行政措置予防接種」という。）は、助成の対象とする。

第3条ただし書中「（昭和33年厚生省令第27号）」を削り、同条第1号中「である者」を「であって、当該医療機関で接種する相当の理由がある者」に改める。

第4条中「一類疾病」を「A類疾病」に、「第2条第4項」を「第2条第7項」に、「二類疾病」を「B類疾病」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第5条関係）

予防接種助成限度額

予防接種			限度額
種類	期別	対象年齢等	
結核（BCG）	—	生後1歳未満	8,799円
ジフテリア・百日せき・破傷風 （DPT又はDT）	1期	生後3月以上3歳未満	7,077円
		3歳以上6歳未満	5,712円
		6歳以上7歳6月未満	4,924円
ジフテリア・破傷風（DT）	2期	11歳以上13歳未満	4,683円
麻しん・風しん（MR）	1期	1歳以上2歳未満	13,650円
	2期	5歳以上7歳未満の者で、小学校就学前の1年間（小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間をいう。以下同じ。）にあるもの	11,959円
麻しん	1期	1歳以上2歳未満	9,880円
	2期	5歳以上7歳未満の者で、小学校就学前の1年間にあるもの	8,190円
風しん	1期	1歳以上2歳未満	8,599円
	2期	5歳以上7歳未満の者で、小学校就学前の1年間にあるもの	7,234円
日本脳炎	1期	生後6月以上3歳未満	9,082円
		3歳以上6歳未満	7,717円
		6歳以上7歳6月未満	6,930円
	2期	9歳以上13歳未満	
	特例	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって、1期及び2期の接種が終了していない20歳未満のもの	

急性灰白髄炎(不活化ポリオワクチン)	—	生後3月以上3歳未満	11,623円
		3歳以上6歳未満	10,258円
		6歳以上7歳6月未満	9,471円
ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風(4種混合)	1期	生後3月以上3歳未満	12,957円
		3歳以上6歳未満	11,592円
		6歳以上7歳6月未満	10,804円
H i b感染症	—	生後2月以上5歳未満	8,852円
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)	—	生後2月以上5歳未満	11,267円
ヒトパピローマウイルス感染症	—	12歳に達する日の属する年度の初日から16歳に達する年度の末日までの間にある女子	15,939円
インフルエンザ	—	65歳以上の者又は60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の2に規定するもの	費用免除者 4,336円 費用免除者以外の者 2,836円

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の別表第1 H i b感染症の項からヒトパピローマウイルス感染症の項までの規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日（H i b感染症、肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症は、平成25年4月1日）以後に第6条の規定により申請する予防接種に係る助成の額について適用し、それらの日前に同条の規定により申請した予防接種に係る助成の額については、なお従前の例による。